

## INDEX

- ・運転はやさしい気持ちで安全に!!
- ・安全守る商品がつつぎ登場!!
- ・「後部座席もベルト着用」・「高齢運転者は標識表示」など

### TOPIC

地震対策は万全ですか?

## 家具類の転倒防止や防災ベストなど 安全守る商品がつつぎ登場

地震の活動期に入った日本ではいつでもどこで大地震が起きてもおかしきはありません。実際に、近年頻発している大震災を受けて不安に感じている方も多いことでしょう。しかし家や家具に穴を開けることへの抵抗感や工具を使用することの面倒さに対策が進んでいない方も多いのではないのでしょうか。最近市販されている防災用品は性能もさることながら手軽に取り付けられる固定器具やユニークな商品があります。そのいくつかを紹介します。防災を生活用品を揃えるような感覚で取り入れてみましょう。

#### 【転倒防止マット】

壁と家具の接着する面に耐震マットが付いているので、壁や家具を傷つけることなく、工具も必要としないので女性でも買ってすぐに取り付けられるのが魅力です。冷蔵庫、テレビ、棚など重量別に対応した種類があります。



#### 【ガラス飛散防止フィルム】

地震の揺れでガラスが割れます。過去の震災でも多くの方が慌てて多いたことでガラスの破片を踏んでけがをしました。窓ガラス、絵画、写真立て、ガラスの扉つきキャビネット、食器棚にはガラスの飛散防止フィルムを貼りましょう。ガラス一面に貼るタイプや手軽に貼れる四隅タイプがあります。



#### 【防災ベスト】

前と後ろに18のポケットがあり、セットの防災グッズをバランスよく入れることができます。重

い荷物を背負うことが負担に感じる方や有事の際に家族を背負う、抱くことが考えられるご家族にお勧めです。すぐに持ち出せるよう玄関のコート掛けにかけるなど避難動線上に着せておきましょう。



#### 【投げる消火剤】

消火剤の扱いを知らない方でも、投げるだけで簡単に消火できる消火用具。液を薄めて大量の消火液を作ること可能です。舐めても人体に影響のない原料なのでお子さんのいるご家庭でも安心して使えます。火元より離れたところにおいて置きましょう。

#### 【耐震シェルター】

シェルターは今使用しているテーブルの中央に取り付けるだけで耐震テーブルになる優れたもの。押入れシェルターは普段物入れとして使っている押入れがシェルターになる心強い商品です。いずれも普段使っている場所を安全な空間に変えることができます。自宅の耐震性に不安を感じながらもすぐに対処できないご家庭はまずこちらから始めてみてはいかがでしょうか。



(危機管理教育研究所 代表 国崎信江)

### TOPIC

## 自転車の事故が増えています 運転はやさしい気持ちで安全に!!

最近、自転車が環境にやさしい乗り物として見直されております。自動車と並び日常の主要な交通手段となっていますが、残念なことに無秩序な走行で歩行者が被害を蒙る事故が増えています。警察庁がまとめた平成18年のデータでも、自転車乗用の死傷者は交通事故全体の1.6%を占め、自動車に次いで2番目に多くなっています。

#### 平成18年 状態別死傷者数の割合



#### 自転車は道交法では「軽車両」

自転車は道路交法では「軽車両」です。交通ルール違反で事故を起すと民事上の責任が問われ、交通事故に対する刑事上の責任も問われ懲役、禁固、罰金、科料の刑罰が科せられます。

便利な乗り物ですから軽い気持ちで乗車するのですが、次のような重大事故になるケースが増えていますからくれぐれもご注意ください。

#### <自転車での加害事故例>

賠償金	事故の概要
6008万円	自転車で通学中の高校生が歩行者に衝突し、脊椎損傷の重症を負わせた。
3912万円	街灯のない踏切脇を全速力で走行中、歩行者に衝突、相手を死亡させた。
1169万円	夜間、無灯火で帰宅途中の高校生が歩行者に衝突、死亡させた。
1054万円	登校時、猛スピードで下り坂を走行中、高齢者を轢いてしまった。
505万円	傘を差しながら走行中、出会い頭に歩行者と衝突、相手を骨折させた。

どんなに注意しても、いつ起こるかかわからないのが交通事故です。事故を起してしまった場合は、まづケガ人の手当てを最優先し、救急車を呼ぶなど二

次災害を防止した上で落ち着いて警察に通報します。そして相手の名前や連絡先などを確認し、的確に対応しましょう。

#### 【自転車の正しい乗り方】

- ◎車道通行が原則  
歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則で、車道の左側(車両通行帯のない道路では左側端)を通行しなければなりません。  
【罰則】3月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ◎歩道の通行は歩行者優先  
歩道を通行する場合は車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停車します。  
【罰則】2万円以下の罰金または科料
- ◎酒気帯び運転の禁止  
酒気を帯びての運転は絶対禁止。  
【罰則】5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ◎二人乗りの禁止  
二人乗りは都道府県公安委員会規則に基づき、6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き原則禁止。  
【罰則】2万円以下の罰金または科料
- ◎並走の禁止  
「並行可」の標識があるところは2台まで可。それ以外は並んで走ることは禁止。  
【罰則】2万円以下の罰金または科料
- ◎夜間走行時の点灯  
夜間に走行する時は前照灯及び尾灯(または反射器材)をつけなければなりません。  
【罰則】5万円以下の罰金

#### こんなところにも気をつけて!

- ・交差点で大きな車が曲がる時、後輪に巻き込まれる事故が後を絶ちません。車が通り過ぎるのを待ってわたるようにしましょう。
- ・携帯電話やメールをしたり、音楽をイヤホンで聴きながらの運転は、注意力が散漫になり大変危険です。安全義務違反に問われることがあります。絶対にやめましょう。

### TOPIC

## 「後部座席もベルト着用」・「高齢運転者は標識表示」など 《義務付け》— 高齢社会の安全確保へ道交法改正

6月1日から道交法が改正され、後部座席に乗車する人にもシートベルトの着用が義務化されました。また「高齢運転車」や「重度聴覚障害者の運転車」には他車から識別できる標識の表示が義務付けられ、自転車利用でもルールを明確にされるなど交通の安全と保護が一層確保されることになりました。

平成20年度交通安全白書によると、平成18年中の交通事故件数は88万6千件余で、発生件数・負傷者・死者ともに減少しています。この主な原因は①シートベルト着用者率の向上、②飲酒運転の厳罰化など悪質・危険運転者対策の効果が挙げられています。しかし死亡事故を年齢層別で見ると65歳以上の高齢者が最も多く全死者数の44%を超えており、高齢社会での対策が急務となっています。

#### 今回の改正点は次の通りです。

#### 後部座席シートベルト着用が義務化

運転者の努力義務だった助手席以外の同乗者(後部座席などの同乗者)のシートベルト着用が完全義務化され、運転者は運転する際には同乗者全員にシートベルトを着用させなければならなくなりました。当面、高速道路での違反に限られますが、違反には行政処分1点が付けられます。

#### 高齢運転者標識の表示を義務化

75歳以上の高齢者が普通自動車を運転する場合、「高齢者運転者標識」を車の前後に表示することが義務付けられました。違反は行政処分1点、反則金4千円または2万円以下の罰金・科料。



「高齢者運転者標識(もみじマーク)」は、「若葉マーク」とともに社会での認知が深まっていますが、交通事故死者数を状態別にみると乗車中が最も多く全体の37%を、年齢別では50歳以上が全体の45%を占めており、高齢運転者の危険は減ってい

ません。70歳以上75歳未満の運転者には引続き表示が努力義務となっています。

#### 【聴覚障害者用マーク】を新設

重度の聴覚障害者は従来、運転免許が取得できませんでしたが、今回の法改正でワイドミラー装着を条件として免許を取得できるようになりました。



聴覚障害者が普通自動車を運転する際には新たにデザインされた「蝶々マーク」(「聴覚障害者標識」)を車の前後に表示しなければなりません(義務化)。違反は行政処分1点、反則金4千円または2万円以下の罰金・科料。

なお、「高齢者運転者標識」「聴覚障害者標識」を表示した普通自動車に対する幅寄せが厳しく禁止されています(違反は5万円以下の罰金)。

#### 自転車の歩道通行要件を明確化

自転車は車道通行が原則ですが、次の要件を満たす時は例外的に歩道を通行することができるようになりました。

- ・「歩道通行可」の標識等があるとき
  - ・児童や幼児、70歳以上の者、身体障害者が運転するとき
  - ・車道または交通の状況から、自転車の通行の安全を確保するため歩道を通行することが止むを得ないと認めるとき
- 歩道の「自転車通行指定部分」(白線やカラー舗装等で自転車の通行が指定されている場所)では、付近に歩行者がいないときは、安全な速度と方法で進行することができます。

#### 【ドクターカー】を緊急自動車に

市町村などで傷病者を医療機関に緊急搬送されるまでの間に、応急の治療を行なう医師を現場に運搬するために使用する自動車(いわゆるドクターカー)を、「緊急自動車」に定められました。